

【57用語】

依命（いめい）..上からの命令によること

通牒（つうちょう）..上級官庁が所管の機関・職員に発する通達、訓令

回議（かいぎ）..担当者が議案を作成し、関係者間に順次回送して意見や事

前の承諾を求めること

後閱（こうえつ）..あとで点検し確かめること

再回（さいかい）..再び回送すること、改めて回すこと

課僚（かりよう）..官庁等の各課の職員、課員

順席（じゅんせき）..順序、順列

決裁（けつさい）..所属の長が部下から提出された案を決めること

復命（ふくめい）..命を受けて事を処理した者がその始末を上申すること

側傍（そくぼう）..かたわら、脇

圈点（けんてん）..文字の傍らに付し、文章中の要点などを示すのに用いる

丸印

【57解説】

政府は内閣制度の確立に伴い、明治十九年（一八八六）二月国の法律・命令の公布手続や施行期限等を定めた「公文式」（こうぶんしき）を公布し、新たに法律・勅令・省令などの法令体系を整備した。一方、本県では国の一地方官庁として行政事務が行われていたが、とくに文書事務に関しては明治六年二月、文書の回覧手順、発議・処分の仕方、指令等の施行方法などが定められた。さらに同十九年七月、文書事務の処理方法について処務細則が定められたが、以後、事務の複雑・多様化等により改正を重ねることになった。

本文書は、明治四十年十一月改正の処務細則の規定に基づき、本庁内における回議文書の作成や回覧手順等について、その注意事項を具体的に示したものである。